令和4年和泉市議会第3回定例会議案書(報告その他議案等)目次

種別及び番号	件 名	摘	要
認定第 1 号	令和3年度和泉市一般会計決算認定について	Р.	2
認定第 2 号	令和3年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算認定について	Р.	3
認定第 3 号	令和3年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計決算認定について	Р.	4
認定第 4 号	令和3年度和泉市介護保険事業特別会計決算認定について	Р.	5
認定第 5 号	令和3年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	Р.	6
認定第 6 号	令和3年度和泉市浄化槽事業特別会計決算認定について	Р.	7
認定第 7 号	令和3年度和泉市水道事業会計決算認定について	Р.	9
認定第 8 号	令和3年度和泉市公共下水道事業会計決算認定について	Р.	1 0
認定第 9 号	令和3年度和泉市病院事業会計決算認定について	Р.	1 1
報告第20号	令和3年度決算に基づく和泉市健全化判断比率の報告について	Р.	1 3
報告第21号	令和3年度決算に基づく和泉市資金不足比率の報告について	Р.	1 4
報告第22号	専決処分の報告について (工事請負変更契約の締結について (和泉市新庁舎整備附帯工事))	Р.	1 6
報告第23号	専決処分の報告について (工事請負変更契約の締結について (和泉市新庁舎整備附帯電気設備工事))	Р.	1 9
議案第50号	工事請負契約締結について(和泉市久保惣記念美術館茶室耐震補強工事(1期))	Р.	2 4
議案第52号	令和3年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について	Р.	3 1
議案第53号	令和3年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について	Р.	3 2
議案第54号	財産取得について(災害対応特殊救急自動車)	Р.	3 4
議案第55号	堺市と和泉市との間における消防指令業務に係る事務の委託に関する協議について	Р.	3 6

認定第 1 号

令和3年度和泉市一般会計決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度和泉市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて 議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

認定第 2 号

令和3年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

認定第 3 号

令和3年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計決算を別冊監 査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

認定第 4 号

令和3年度和泉市介護保険事業特別会計決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度和泉市介護保険事業特別会計決算を別冊監査委員の 意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

認定第 5 号

令和3年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊監査 委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

認定第 6 号

令和3年度和泉市浄化槽事業特別会計決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度和泉市浄化槽事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

認定第 1 号から第 6 号までの参考資料

地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(決算)

第233条 略

2 略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに 議会の認定に付さなければならない。

 $4\sim7$ 略

認定第 7 号

令和3年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和3年度和泉市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

認定第 8 号

令和3年度和泉市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和3年度和泉市公共下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

認定第 9 号

令和3年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和3年度和泉市病院事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

認定第 7 号から第 9 号までの参考資料

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)抜粋

(決算)

第30条 略

2、3 略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(中略)に付さなければならない。

5~9 略

報告第 20 号

令和3年度決算に基づく和泉市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、令和3年度決算に基づく和泉市健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏康

(単位:パーセント)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	_	7. 0	_
(11. 53)	(16.53)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「一」と表示
- 2 () 内は、早期健全化基準を記載

報告第 21 号

令和3年度決算に基づく和泉市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、令和3年度決算に基づく和泉市資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏康

(単位:パーセント)

会計の名称	資金不足比率	
水道事業会計	_	
公共下水道事業会計	_	
病院事業会計	_	
浄化槽事業特別会計	_	

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「一」と表示

報告第 20 号及び第 21 号参考資料

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)抜粋

(健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

$2 \sim 7$ 略

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及 びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該 資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 略

報告第 22 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

専決第 10 号

工事請負変更契約の締結に関する専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例(昭和44年和泉市条例第9号)第7号の規定により、工事請負変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 2 4 日 専決

和泉市長 计 宏康

市は、工事請負契約につき、次のとおり変更契約を締結する。

2 契 約 者 和泉市長 辻 宏 康

3 変更契約の内容 契約金額 (当初) 679, 355, 600円

(変更後) 720, 240, 400円

4 変更契約の相手方 堺市西区宮下町12番1号

堺土建株式会社

代表取締役 下川 好隆

- 5 変 更 の 理 由 次に掲げる工事内容の変更に伴う金額変更
 - ①立体駐車場建設に伴う仮設構台の設置
 - ②立体駐車場建設に伴うコンクリート地中障害物の撤去
 - ③3号館屋上の太陽光パネル基礎部の防水追加

報告第 23 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

専決第 11 号

工事請負変更契約の締結に関する専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例(昭和44年和泉市条例第9号)第7号の規定により、工事請負変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 2 4 日 専決

和泉市長 辻 宏康

市は、工事請負契約につき、次のとおり変更契約を締結する。

1 変更した工事請負契約 令和3年9月30日議決に係る和泉市新庁舎整備附帯電気設備工事

2 契 約 者 和泉市長 辻 宏 康

3 変更契約の内容 契約金額 (当初) 201,994,100円

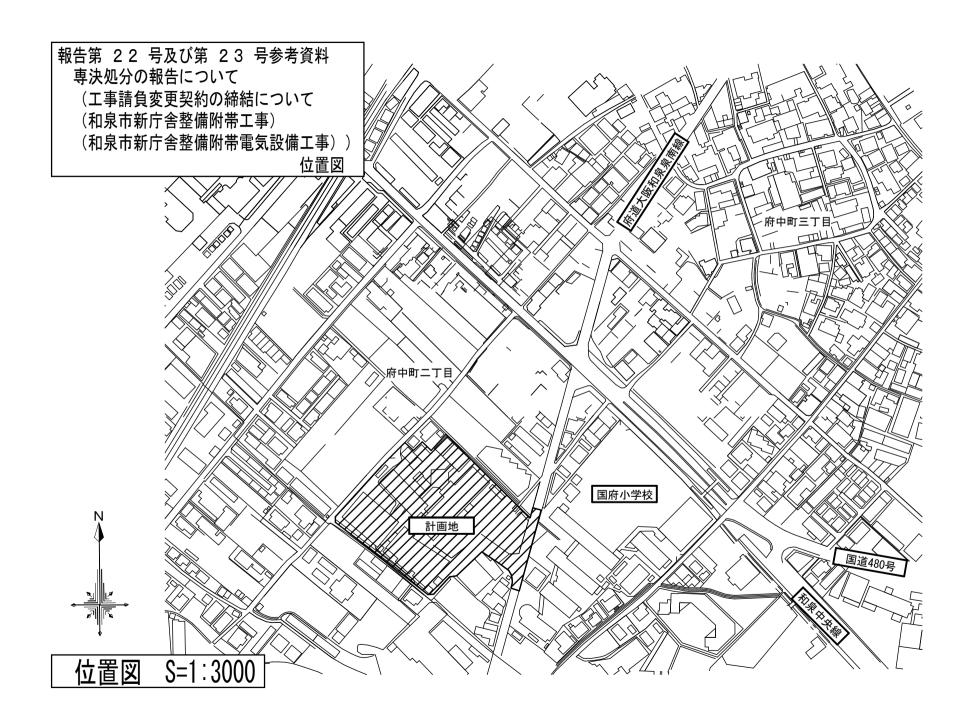
(変更後) 197, 554, 500円

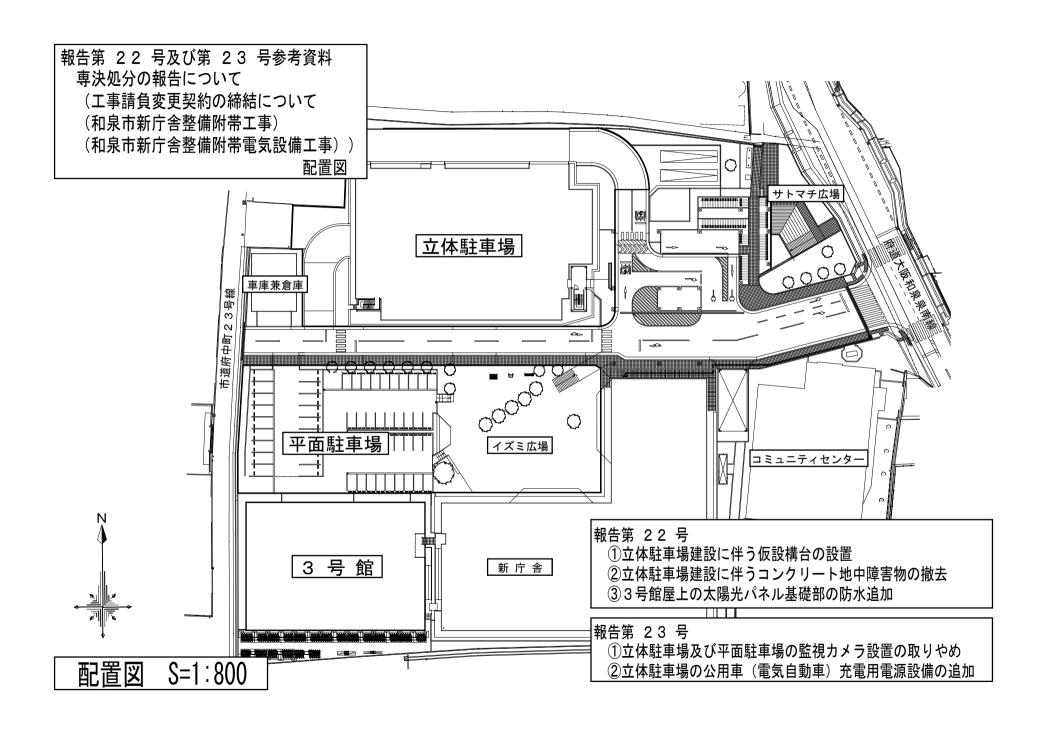
4 変更契約の相手方 大阪市天王寺区玉造本町7番19号

北陸電気工事株式会社大阪支店

執行役員支店長 平池 篤義

- 5 変 更 の 理 由 次に掲げる工事内容の変更に伴う金額変更
 - ①立体駐車場及び平面駐車場の監視カメラ設置の取りやめ
 - ②立体駐車場の公用車(電気自動車) 充電用電源設備の追加





議案第 50 号

工事請負契約締結について

和泉市久保惣記念美術館茶室耐震補強工事(1期)請負契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏康

1 契約の目的 和泉市久保惣記念美術館茶室耐震補強工事(1期)

2 契約者 和泉市長 辻 宏康

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約金額 210,797,400円

5 契約の相手方 大阪市中央区備後町一丁目7番10号

株式会社藤木工務店大阪本店

執行役員大阪本店長 岡持 博久

議案第 50 号参考資料

和泉市久保惣記念美術館茶室耐震補強工事(1期)概要

1 工事場所 和泉市内田町三丁目地内

2 工事種別 建築一式工事

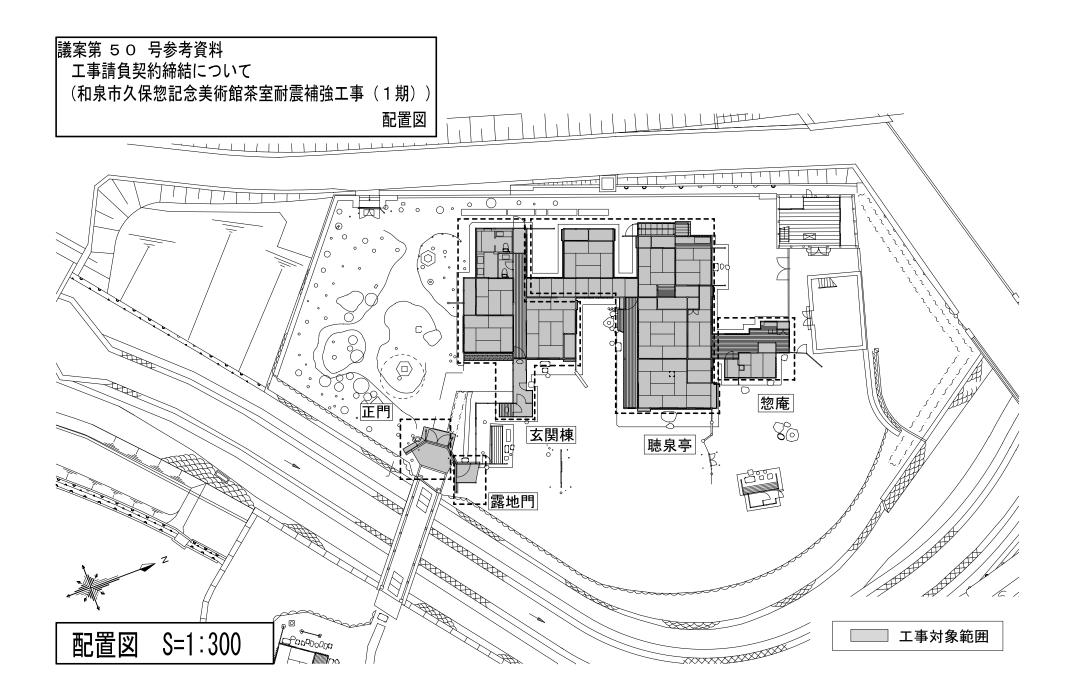
3 工事内容 茶室の耐震補強及び改修工事

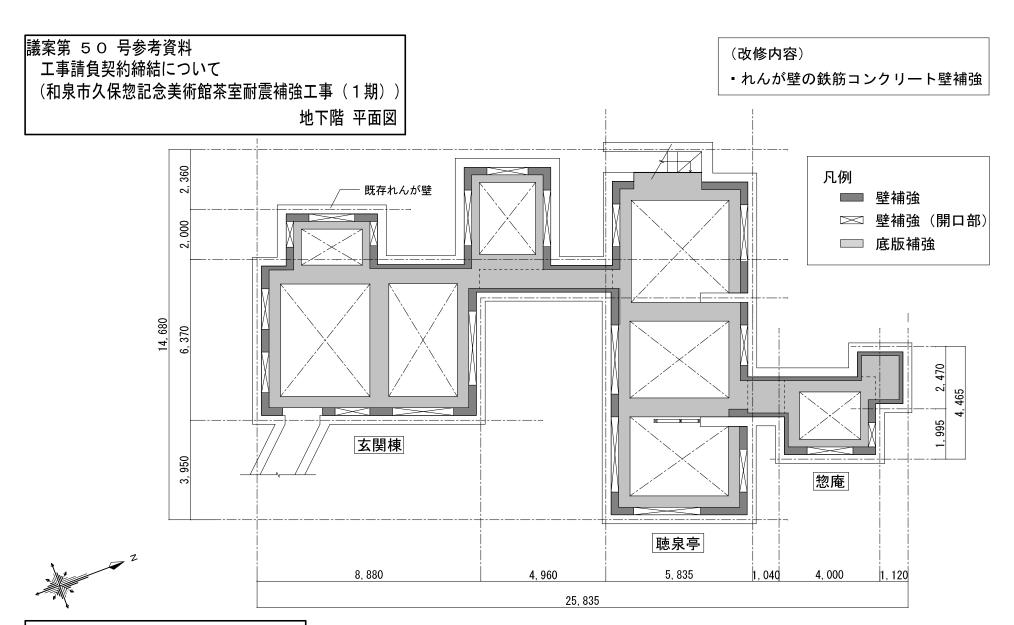
建築面積227.79㎡ 延床面積391.13㎡

4 エ 期 自 令和4年 月 日(議決の日)

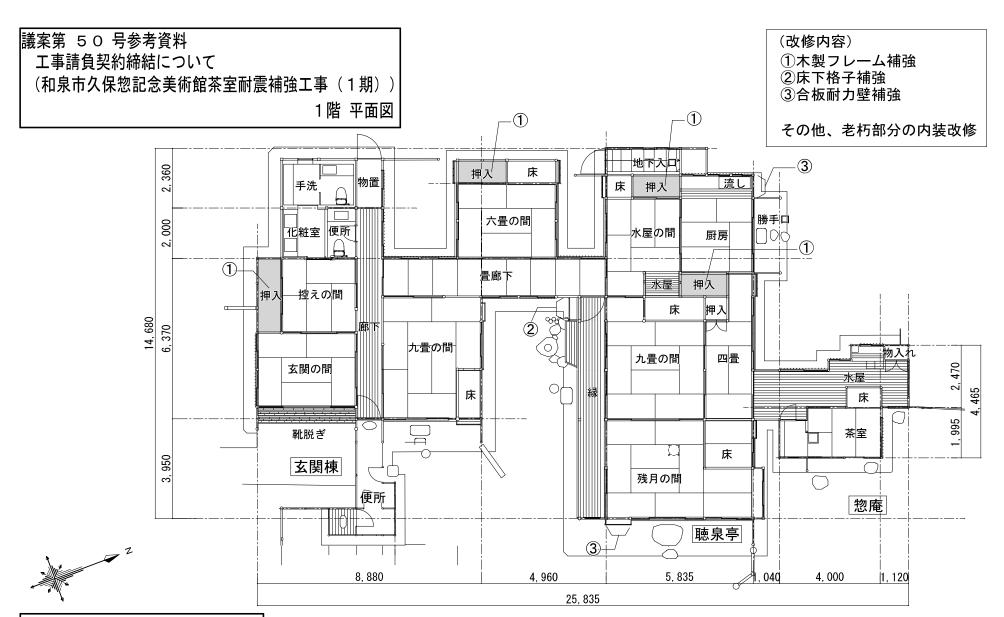
至 令和6年12月25日



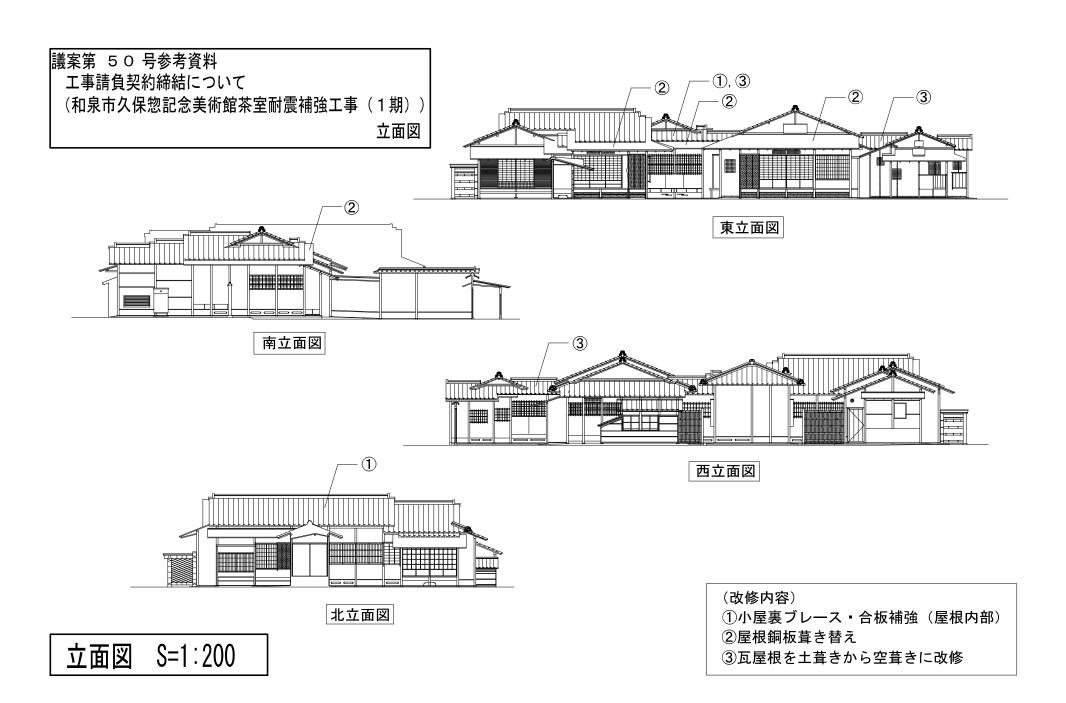




地下階 平面図 S=1:150



1階 平面図 S=1:150



議案第 52 号

令和3年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、令和3年度和泉市水道事業会計決算に伴う剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏康

令和3年度 和泉市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

		資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高		三度末残高 10,191,564,750		1, 115, 948, 376
議会の議決による処分額		292, 794, 425	0	\triangle 612, 794, 425
	減債積立金の積立て	0	0	$\triangle 270,000,000$
	建設改良積立金の積立て	0	0	△50,000,000
	資本金への組入れ	292, 794, 425	0	\triangle 292, 794, 425
				(繰越利益剰余金)
処分後残高		10, 484, 359, 175	0	503, 153, 951

議案第 53 号

令和3年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、令和3年度和泉市公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を 次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏康

令和3年度 和泉市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

		資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金	
当年度末残高		年度末残高 6,664,714,075 0		1, 193, 277, 632	
議会の議決による処分額		301, 683, 224	0	\triangle 691, 683, 224	
	減債積立金の積立て	0	0	△390, 000, 000	
	資本金への組入れ	301, 683, 224	0	$\triangle 301, 683, 224$	
				(繰越利益剰余金)	
処分後残高		6, 966, 397, 299	0	501, 594, 408	

議案第 52 号及び第 53 号参考資料

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)抜粋

(剰余金の処分等)

- 第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその 欠損金をうめなければならない。
- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 3、4 略

議案第 5 4 号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏康

1 取得する財産 災害対応特殊救急自動車

2 契約の方法 指名競争入札

3 取得予定価格 21,120,000円

4 取得の相手方 大阪市此花区北港一丁目4番64号

大阪トヨペット株式会社法人営業部

部長 篠塚 透

議案第 5 4 号参考資料

1 納入場所 和泉市消防本部

2 納入期限 令和5年3月17日

3 取得内容 災害対応特殊救急自動車 1台

議案第 55 号

堺市と和泉市との間における消防指令業務に係る事務の委託に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、消防指令業務に係る事務を堺市に委託することについて、 次の規約案をもって堺市と協議を行うに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議 決を求める。

令和 4 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏康

理 由

消防指令業務を堺市と共同運用することにより、災害情報等を一元管理することで、消防相互応援協定に基づく応援体制の強化及び行財 政面での効果を実現し、市民サービスの向上を図るため、消防指令業務に係る事務を堺市に委託するに当たり、協議を行う必要がある。 これが、この規約案を提出する理由である。 堺市と和泉市との間における消防指令業務に係る事務の委託に関する規約(案)

(委託事務の範囲)

- 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、和泉市は、次に掲げる事務(以下「委託事務」 という。)の管理及び執行を堺市に委託する。
- (1) 災害通報の受付
- (2) 災害発生地点及び災害種別の決定
- (3) 消防隊等の編成、出動指令並びに災害情報及び災害活動に必要な情報の収集及び伝達
- (4) 消防行政統合システムの整備、保守管理等
- (5) 前各号に掲げる事務に付随するもの

(管理及び執行の方法)

- 第2条 委託事務の管理及び執行については、堺市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。
- 2 堺市及び和泉市は、委託事務の管理及び執行について、定期的に協議を行うものとする。

(経費の負担)

- 第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費(以下「委託費」という。)は、和泉市の負担とする。
- 2 前項の規定により和泉市が負担する額その他委託費に関して必要な事項は、堺市及び和泉市が協議して定める。
- 3 各年度における堺市の決算の結果、和泉市の納付した額に過不足が生じたときは、堺市及び和泉市が協議の上、委託費の調整を行うものとする。

(経理)

(決算の措置)

第4条 堺市は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、その経理を明確にしなければならない。

第5条 堺市は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を和泉市に通知しなければならない。

(条例等の制定又は改廃)

- 第6条 堺市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ和泉市にその旨を通知しなければならない。
- 2 堺市は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに和泉市にその旨を通知しなければならない。
- 3 和泉市は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該通知に係る条例等を公表しなければならない。 (施設等の使用の承諾)
- 第7条 和泉市は、委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な施設等を無償で堺市に貸与する。 (協議)
- 第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、堺市及び和泉市が協議して定める。

附則

この規約は、令和6年12月1日から施行する。

議案第 5 5 号参考資料

地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(協議会の設置)

第252条の2の2 略

- 2 略
- 3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

$4\sim6$ 略

(事務の委託)

- 第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、 当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。
- 2 略
- 3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、 若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。